

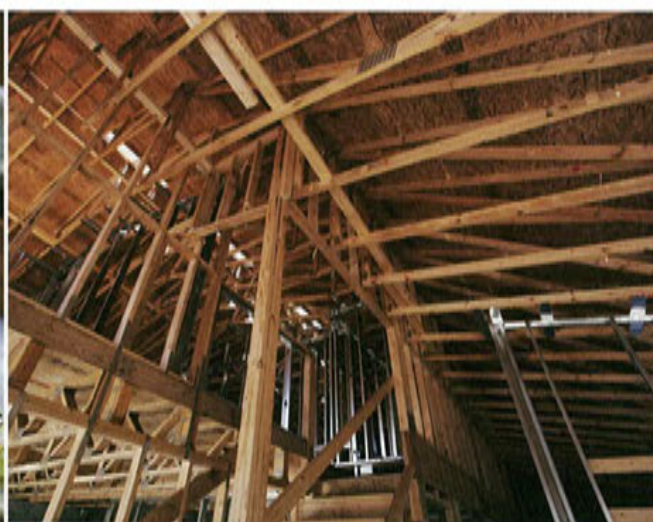
AIUの賠償責任保険(企業用)

施設所有(管理)者賠償責任保険

昇降機賠償責任保険

請負業者賠償責任保険

生産物賠償責任保険



AIUは企業活動をサポートする各種賠償責任保険
 貴社のニーズに合わせて必要な保険をお選びください。
 をご提案します。

オプション特約

- ・漏水危険担保特約
- ・無償飲食物危険担保特約
- ・構内専用車危険担保特約
- ・人格権侵害担保特約
- ・事故対応費用拡張担保特約*
- ・被害者治療等費用担保特約* など



施設所有(管理)者
賠償責任保険

- 貴社の所有、使用、管理する施設による事故
- 貴社の施設の用法に伴う仕事の遂行による事故



昇降機賠償責任保険

- 貴社の所有、使用、管理する昇降機による事故



請負業者
賠償責任保険

- 貴社が請け負う工事による事故
- 工事のための仮設施設の所有、使用、管理による事故



生産物
賠償責任保険

- 貴社が製造・販売した生産物による事故
- 貴社が行った工事の引渡し後に発生する事故

オプション特約

- ・作業対象物損壊担保特約(A)・(B)
- ・重複保険規定不適用特約
- ・交差責任担保特約(A)
- ・リース・レンタル建設用工作車特約
- ・事故対応費用拡張担保特約*
- ・被害者治療等費用担保特約* など

オプション特約

- ・仕事の目的物の損壊担保特約(A)・(B)
- ・食中毒・特定感染症利益担保特約
- ・事故対応費用拡張担保特約* など

CONTENTS

事業に関わる第三者賠償リスクの補償のご提案	1	生産物賠償責任保険	7
施設所有(管理)者賠償責任保険	3	保険金の種類とオプション特約	9
昇降機賠償責任保険	3	ご注意事項	11
請負業者賠償責任保険	5		

用語のご説明
(共通)

●被保険者

この保険の補償を受けられる方をいいます。

●対人・対物事故

他人の身体に傷害や疾病およびこれらに起因する後遺障害または死亡を生じさせることを対人事故といい、他人の財物を滅失、毀損(きそん)または汚損すること(紛失することまたは盗取・詐取されることは除きます。)を対物事故といいます。あわせて対人・対物事故といいます。

●保険期間

保険のご契約期間をいいます。

●保険金額

弊社がお支払いする保険金の限度額をいいます。

*お支払いする保険金の種類を拡大する特約です。詳細は、P.10をご参照ください。

基本契約(施設所有(管理)者賠償責任保険)のご紹介

施設所有(管理)者賠償責任保険では、保険期間中に発生した次の対人・対物事故について、被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします【注1】。

1. 被保険者*が所有、使用、管理する施設の管理不備や構造上の欠陥によって発生する対人・対物事故
2. 仕事の遂行によって発生する対人・対物事故

【保険金額(1事故)】 保険証券記載の施設所有(管理)者賠償責任保険の保険金額
 【自己負担額(1事故)】 保険証券記載の施設所有(管理)者賠償責任保険の自己負担額

*被保険者は貴社のみです。

事故例



●施設で火災が発生し、多数の人が煙にまかれて死傷してしまいました。



●貴社施設内で照明器具が落下し、お客さまにケガをさせてしまいました。



●飲食店で、あやまって料理をこぼし、お客さまの衣服を汚してしまいました。



●所有しているビルの屋上の給水バルブの管理ミスから漏水が発生し、テナントの仕器を水濡れさせてしまった。(漏水危険担保特約セットの場合)

基本契約(昇降機賠償責任保険)のご紹介(昇降機特別約款/複数特別約款共通保険金額特約セット)

被保険者*が所有、使用、管理する保険証券記載の昇降機(エレベーター、エスカレーターなど)の運行、管理不備により保険期間中に発生した対人・対物事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします【注1】。この保険は、施設所有(管理)者賠償責任保険とセットでご契約ください。

【保険金額(1事故)】 保険証券記載の昇降機賠償責任保険の保険金額(施設所有(管理)者賠償責任保険の保険金額の内枠です。)
 【自己負担額(1事故)】 保険証券記載の昇降機賠償責任保険の自己負担額

*被保険者は貴社のみです。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

下段の「基本契約の保険金をお支払いできない主な場合」の①～⑧、⑪～⑬、⑮のほか、次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、お支払いできません。ただし、昇降機に積載する財物の損壊については、⑮の規定は適用しません。
 ●被保険者が故意または重大な過失により法令に違反したことによる賠償責任
 ●昇降機の修理、改造、取外し等の工事による賠償責任 …など

【注1】 お支払いする保険金の種類は、P.9をご覧ください。

■ 基本契約の保険金をお支払いできない主な場合

●次の事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、暴動等
- ③ 地震、噴火、洪水、津波等の天災
- ④ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- ⑤ 石棉もしくは石棉を含む製品または石棉の代替物質等の発がん性その他の有害な特性
- ⑥ 環境汚染(不測かつ突発的に汚染物質が流出した場合は除きます。)
- ⑦ 汚染浄化費用の支出
- ⑧ 人・動物の治療・看護・介護、医薬品の調剤、身体美容や整形、あん摩マッサージ指圧師・柔道整復師・弁護士・建築士等がその資格に基づいて行う仕事(所定の資格を有しない者が行うこれらの業務を含みます。)の遂行
- ⑨ 施設の給排水管・冷暖房装置・消火栓・業務用器具からの蒸気・水の漏出・溢出(いっしょつ)またはスプリンクラーからの内容物の漏出・溢出による財物の損壊
- ⑩ 施設の屋根・窓・壁面などの瑕疵(かし)により、これらから入る雨・雪などによる財物の損壊

用語のご説明(施設)

●施設

被保険者が所有、使用、管理する不動産または動産をいいます。ご契約にあたっては、申込書に補償対象とする施設を記載していただきます。

●仕事

施設の用法に伴う業務をいいます。ご契約にあたっては、申込書に補償対象とする仕事の内容を記載していただきます。

オプション特約のご紹介

- 施設所有(管理)者賠償責任保険にセットできます。
- 昇降機賠償責任保険にセットできます。

漏水危険担保特約

施設の給排水管・冷暖房装置・消火栓・業務用器具などからの蒸気・水の漏出・溢出(いっしょつ)、またはスプリンクラーからの内容物の漏出・溢出による対物事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

【保険金額(1事故)】 基本契約の保険金額【注2】
 【自己負担額(1事故)】 基本契約の自己負担額

■ 保険金をお支払いできない主な場合

「基本契約の保険金をお支払いできない主な場合」を適用します。ただし、⑮の規定は適用しません。

無償飲食物危険担保特約

施設内または仕事の遂行に伴い、被保険者が無償で提供する飲食物による対人・対物事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

【保険金額(保険期間中)】 基本契約の保険金額【注2】
 (基本契約の1事故保険金額が、
 保険期間中の保険金額となります。)
 【自己負担額(1事故)】 基本契約の自己負担額

■ 保険金をお支払いできない主な場合

「基本契約の保険金をお支払いできない主な場合」のほか、次の場合はお支払いできません。ただし、⑮の規定は適用しません。

● 次の賠償責任を負担することによって被る損害

- 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して提供した飲食物による賠償責任
 - 被保険者が提供した飲食物の瑕疵(かし)により、その飲食物に発生した財物の損壊に対する賠償責任
 - 被保険者が廃棄または遺棄した飲食物による賠償責任
 - 賞味期限・消費期限を超過した飲食物による賠償責任
- 回収措置を講じるために要した費用はお支払いできません。 …など

【注2】 基本契約の保険金額の内枠です。

【注3】 基本契約の保険金額の外枠です。

● 次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては保険金をお支払いできません。

- ① 損害賠償に関する特別な約定または合意により加重された賠償責任
- ② 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ③ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害による賠償責任
- ④ 被保険者が所有、使用、管理する財物の損壊について、その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ⑤ 施設の修理・改造または取壊し等の工事による賠償責任
- ⑥ 航空機・昇降機・自動車もしくは銃器の所有、使用、管理による賠償責任
- ⑦ 施設外における船・車両もしくは動物の所有、使用、管理による賠償責任
- ⑧ 被保険者の占有を離れた商品・飲食物または被保険者が行った仕事の終了・引渡し後の仕事の結果による賠償責任

● 次の損害に対しては保険金をお支払いできません。

- 保険契約締結の際、保険事故の発生する原因が既に存在していることを保険契約者または被保険者が知っていた場合、その原因により発生した事故による損害 …など

● 構内専用車

もっぱら施設内において人または物の運搬・移動等の作業を行うことを主な用途、機能とする自動車をいいます。ただし、ダンプカーを除きます。ご契約にあたっては、申込書に補償対象とする構内専用車の型番等を記載していただきます。



基本契約(請負業者賠償責任保険)のご紹介

請負業者賠償責任保険では、保険期間中に発生した次の対人・対物事故について、被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします^[注1]。

1. 仕事の遂行による対人・対物事故
2. 仮設施設による対人・対物事故

【保険金額(1事故)】 保険証券記載の請負業者賠償責任保険の保険金額
【自己負担額(1事故)】 保険証券記載の請負業者賠償責任保険の自己負担額

*被保険者は、貴社および下請負人です。

事故例



●ビル設備改修工事中、スプリンクラーを破損。スプリンクラーからの漏水により、ビル内の什器備品に損害を与えてしまった。



●工事のための仮設事務所の屋根が落下し、通行人にケガをさせてしまった。



●住宅工事で、アウトリガーの固定が不安定だったため、クレーン車が倒れてしまい、隣家の屋根等を破損してしまった。

※自賠責保険・自動車保険契約等の上乗せとなります。

●貴社の下請負人の賠償責任も補償!

請負業者賠償責任保険では、貴社の仕事の遂行による対人・対物事故について、貴社の下請負人(警備・交通誘導の専門業者は除きます。)が負担する法律上の損害賠償責任も自動的に補償します。

●建設用工作車による対人・対物事故も補償!

請負業者賠償責任保険では、工事場内にある貴社が所有、使用、管理する建設用工作車による対人・対物事故に対する損害賠償責任も補償します。ただし、自賠責保険・自動車保険契約等の上乗せとなります。

[注1] お支払いする保険金の種類は、P.9をご覧ください。

■基本契約の保険金をお支払いできない主な場合

●次の事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、暴動等
- ③ 地震、噴火、洪水、津波等の天災
- ④ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- ⑤ 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質等の発がん性その他の有害な特性
- ⑥ 環境汚染(不測かつ突発的に汚染物質が流出した場合は除きます。)
- ⑦ 汚染浄化費用の支出
- ⑧ 人・動物の治療・看護・介護、医薬品の調剤、身体美容や整形、あん摩マッサージ指圧師・柔道整復師・弁護士・建築士等がその資格に基づいて行う仕事(所定の資格を有しない者が行うこれらの業務を含みます。)の遂行
- ⑨ 地下工事、基礎工事、土地の掘削工事に伴って生じた次に掲げる財物の損壊
 - 土地の沈下・隆起・移動・振動・土砂崩れによる土地の工作物・その収容物・付属物、植物、土地の損壊
 - 土地の軟弱化、土地の流出・流入による地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)、その収容物、土地の損壊
 - 地下水の増減
- ⑩ 仮設施設の屋根・窓・壁面などの瑕疵(かし)により、これらから入る雨・雪などによる財物の損壊

オプション特約のご紹介

作業対象物損壊担保特約(A)・(B)

工事場内における仕事の対象物のうち、直接作業が加えられていた部分(他人が所有するものに限りません。)の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

特約	保険金額(保険期間中) ^[注2]	自己負担額(1事故)
(A)	100万円	基本契約の自己負担額
(B)	500万円	基本契約の自己負担額

■保険金をお支払いできない主な場合

「基本契約の保険金をお支払いできない主な場合」のほか、次の事由によって生じた損害に対してはお支払いできません。

- 被保険者の行う作業によって通常避けることのできない変色、磨耗、縮み、品質劣化等
 - 被保険者の行う通常の作業工程上生じた修理(点検を含みます。)、加工の拙劣または仕上不良等
 - 被保険者の誤った認識または判断 …など
- ※⑧のうち、「仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分」の損壊に対して負担する賠償責任に関する規定は適用しません。

重複保険規定不適用特約

貴社が下請負人として仕事を遂行している際に発生した対人・対物事故による損害(損害額が500万円以下の場合に限ります。)について、元請負人等が契約した他の保険契約等がある場合でも、この保険契約から優先的に保険金をお支払いし、他の保険契約等と保険金の分担を行いません。

※「作業対象物損壊担保特約」がセットされている場合は、その特約で対象となる損害を含みます。

■保険金をお支払いできない主な場合

「基本契約の保険金をお支払いできない主な場合」を適用します。

交差責任担保特約(A)

仕事の発注者を被保険者に加えるとともに、貴社または下請負人が発注者に与えた損害による法律上の損害賠償責任についても、保険金をお支払いします。

■保険金をお支払いできない主な場合

「基本契約の保険金をお支払いできない主な場合」を適用します。

[注2] 基本契約の保険金額の内枠です。

●次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては保険金をお支払いできません。

- ① 損害賠償に関する特別な約定または合意により加重された賠償責任
 - ② 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
 - ③ 被保険者またはその使用人が仕事に従事中に被った身体の障害による賠償責任
 - ④ 航空機または自動車*の所有、使用、管理(貨物の積込みまたは積卸し作業を除きます。)による賠償責任
 - * 建設用工作車を除きます。
 - ⑤ 船*の所有、使用、管理による賠償責任
 - * 工事場内で直接工事に使用(運行を伴う場合を除きます。)、緊留(けいりゅう)または仮設施設に接岸されている間の船を除きます。
 - ⑥ 次の財物の損壊に対する賠償責任
 - 被保険者が借用・保管(占有)する財物
 - 販売、組立、加工、修理、点検、洗浄などのために仮設施設内にある財物
 - 仕事に使用される機械、移動・運送用機器、器具その他道具類または材料、資材、装置その他部品類
 - 仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分(誤った認識または判断に基づく損壊を含みます。)
 - ⑦ 仕事の終了・引渡し・放棄の後の仕事の結果による賠償責任
 - ⑧ 塵埃(じんあい)、騒音による賠償責任
- 次の損害に対しては保険金をお支払いできません。
⑨ 保険契約締結の際、保険事故の発生する原因が既に存在していることを保険契約者または被保険者が知っていた場合、その原因により発生した事故による損害 …など

用語のご説明(請負)

●仕事

建設工事等、被保険者が行う業務をいいます。ご契約にあたっては、申込書に補償対象とする仕事の内容を記載していただきます。

●仮設施設

仕事の遂行のために被保険者が所有、使用、管理する施設(臨時に設置される事務所、資材置場、飯場等の仮設物をいい、敷地内における動産・不動産を含みます。)をいいます。なお、補償対象となる請負工事等を特定したご契約の場合は、申込書に仮設施設を記載していただきます。

●建設用工作車

工事場内にある自動車のうち、建設工事等の作業を行うことを主たる用途、機能とする自動車をいいます。ただし、ダンプカーを除きます。

●工事場

建設工事を行っている場所で、不特定多数の人または船舶の出入りが禁止されている場所をいい、臨時に設置される事務所、資材置場等の仮設施設を含みます。

●リース・レンタル建設用工作車

被保険者が仕事の遂行のためにリースまたはレンタル契約により一時的に賃借する建設用工作車をいいます。



基本契約(生産物賠償責任保険)のご紹介

生産物賠償責任保険では、保険期間中に発生した次の対人・対物事故について、被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします^[注1]。

1. 生産物による対人・対物事故
2. 仕事の結果による対人・対物事故
(上記2の場合、請負業者賠償責任保険とセットでご契約ください。)

【保険金額(1事故・保険期間中)】 保険証券記載の生産物賠償責任保険の保険金額
 【自己負担額(1事故)】 保険証券記載の生産物賠償責任保険の自己負担額

*被保険者は、「1.生産物による対人・対物事故」の場合は貴社のみ、「2.仕事の結果による対人・対物事故」の場合は貴社および下請負人です。

事故例



●壁面タイルの施工不良により外壁がくずれ、通行人にケガをさせてしまった。



●製造・販売した製品の欠陥により、製品を使用した消費者がケガをってしまった。



●製造・販売した食食品により食中毒事故が発生してしまった。



●内装工事の引渡し後、数週間してから給排水管の取付不良により漏水し、階下のテナントの什器を汚損してしまった。

●貴社の下請負人の賠償責任も補償!

生産物賠償責任保険では、貴社の仕事の結果による対人・対物事故について、貴社の下請負人が負担する法律上の損害賠償責任も自動的に補償します。(上記「2.仕事の結果による対人・対物事故」に該当する場合に限ります。)

[注1] お支払いする保険金の種類は、P.9をご覧ください。

基本契約の保険金をお支払いできない主な場合

●次の事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、暴動等
- ③ 地震、噴火、洪水、津波等の天災
- ④ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- ⑤ 石棉もしくは石棉を含む製品または石棉の代替物質等の発がん性その他の有害な特性
- ⑥ 環境汚染(不測かつ突発的に汚染物質が流出した場合は除きます。)
- ⑦ 汚染浄化費用の支出
- ⑧ 人・動物の治療・看護・介護、医薬品の調剤、身体の美容や整形、あん摩マッサージ指圧師・柔道整復師・弁護士・建築士等がその資格に基づいて行う仕事(所定の資格を有しない者が行うこれらの業務を含みます。)の遂行

用語のご説明(生産物)

●生産物

被保険者の占有を離れた財物をいいます。ご契約にあたっては、申込書に補償対象とする生産物を記載していただきます。

オプション特約のご紹介

仕事の目的物の損壊担保特約(A)・(B)

貴社の占有を離れた生産物または貴社が引渡した仕事の結果によって対人・対物事故が発生した場合、その生産物・仕事の結果自体の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※その対人事故またはその生産物・仕事の結果以外の財物の損壊に対して、弊社が損害賠償金として保険金を支払う場合に限ります。

特約	保険金額(保険期間中) ^[注2]	自己負担額(1事故)
(A)	100万円	なし
(B)	500万円	なし

■保険金をお支払いできない主な場合

「基本契約の保険金をお支払いできない主な場合」を適用します。
※基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」の内容とこの特約の内容が相反する場合は、この特約の内容を優先して適用します。

[注2] 基本契約の保険金額の内枠です。

食中毒・特定感染症利益担保特約

貴社が製造・販売等した食品による食中毒、貴社施設内での食中毒・特定感染症の発生により、貴社の営業が休止・阻害された場合に生じた損失に対して、保険金(喪失利益、収益減少防止費用)をお支払いします。

※保険証券記載の補償期間を限度とします。

■保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって生じた事故による損失に対してはお支払いできません。

- 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- 被保険者の故意または重大な過失による法令違反
- 地震、噴火、津波、高潮または洪水
- 脅迫・恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為

…など

●次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては保険金をお支払いできません。

- ⑨ 損害賠償に関する特別な約定または合意により加重された賠償責任
 - ⑩ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
 - ⑪ 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造・販売・供給等を行った生産物または行った仕事の結果による賠償責任
 - ⑫ 生産物または仕事の瑕疵(かし)によってその生産物または仕事の結果自体に発生した財物の損壊に対する賠償責任
 - ⑬ 生産物または仕事の結果が被保険者の意図する効能・性能を発揮できないことによる賠償責任
 - ⑭ 仕事の行われた場所に放置・遺棄した機械・装置・資材による賠償責任
- 次の損害に対しては保険金をお支払いできません。
⑮ 保険契約締結の際、保険事故の発生する原因が既に存在していることを保険契約者または被保険者が知っていた場合、その原因により発生した事故による損害
- 次の費用に対しては保険金をお支払いできません。
⑯ 回収措置を講じるために要した費用

…など

●仕事の結果

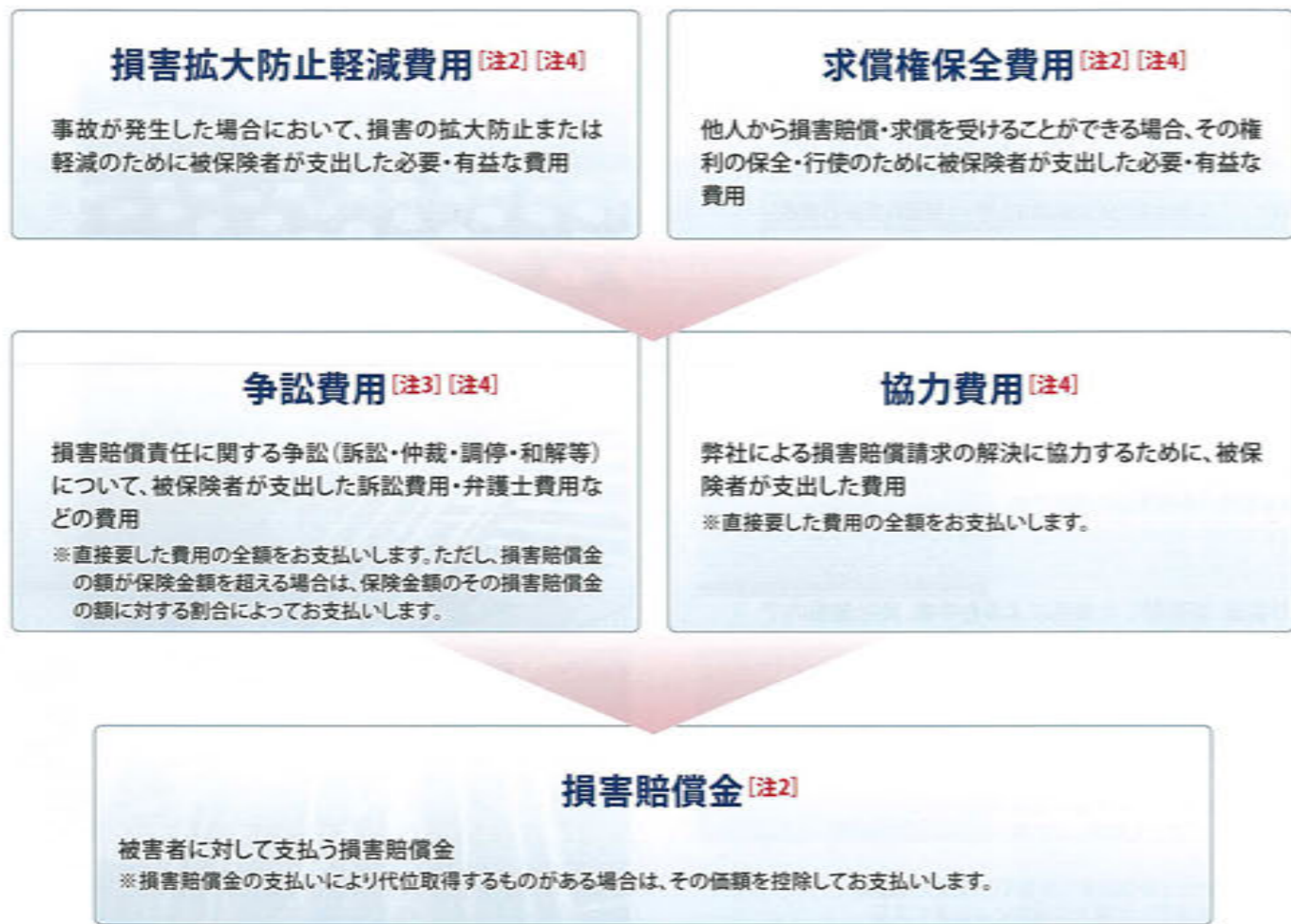
被保険者が行った仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し)または放棄の後の仕事の結果をいいます。ご契約にあたっては、申込書に補償対象とする仕事を記載していただきます。



保険金の種類とオプション特約

1. お支払いする保険金の種類(基本契約)

賠償責任保険(企業用)の基本契約では、事故が発生してから損害賠償金のお支払いに至るまでに発生する、さまざまな費用に対して保険金をお支払いします^[注1]。



[注1] 損害防止や求償権保全の義務を怠った場合は、軽減・防止ができると認められる損害の額などを差し引いてお支払いします。
[注2] ご契約時に設定していただく各基本契約の保険金額を限度にお支払いします。
[注3] 費用の支出にあたっては、事前に弊社の書面による同意が必要となります。
[注4] 貴社に法律上の損害賠償責任がないことが判明した場合においても、保険金をお支払いします。ただし、「損害拡大防止軽減費用」については、応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用および支出につきあらかじめ弊社の書面による同意を得た費用に限ります。

保険料算出の流れ



2. オプション特約のご紹介

オプション特約をセットいただくことにより、費用保険金の補償を拡大することができます。

事故対応費用拡張担保特約

この特約は、基本契約が施設所有(管理)者、昇降機、請負業者、生産物賠償責任保険の場合にセットできます。

基本契約の補償対象となる対人・対物事故が発生した場合に、被保険者が事故対応のために要した次の費用に対して保険金をお支払いします。

【緊急対応費用(1事故300万円限度)^[注1]
対人・対物事故が発生した場合において被保険者が支出した次の費用
■被害者またはその法定相続人等の現地(事故の発生地など)訪問費用(被害者1名につき2名分を限度とします。)
■役員・従業員を現地または被害者もしくはその法定相続人等の居住地へ派遣する費用
■被害者またはその法定相続人等との通信費用
■被保険者が被害者またはその法定相続人等と対応するための一時的な施設の借上費用
■被害者の捜索、救助または移送に従事した者からの請求に基づく費用

【被害者見舞・臨時費用(被害者1名10万円・1事故300万円限度)^{[注1][注2]}
対人・対物事故が発生した場合において、被保険者が支出した見舞金・見舞品購入費用その他被害者に対して支払われる社会通念上妥当な費用

【訴訟対応費用(1事故300万円限度)^[注1]
損害賠償請求訴訟に対応するために被保険者が臨時に支出した社会通念上妥当な次の費用
■意見書・鑑定書作成費用
■事故再現実験費用・事故原因調査費用
■被保険者の従業員の超過勤務手当、交通費、宿泊費、臨時雇用費用…など

※上記3項目の費用を支出した後に被保険者に法律上の損害賠償責任がないことが判明した場合においても、保険金をお支払いします。

被害者治療等費用担保特約

この特約は、基本契約が施設所有(管理)者、昇降機、請負業者賠償責任保険の場合にセットできます。

対人事故が発生した場合において、被保険者が支払った治療費用等または葬祭費用(事故日からその日を含めて1年以内に弊社に通知された費用に限ります。)に対して保険金をお支払いします。

【被害者治療等費用(被害者1名50万円・1事故300万円限度)^{[注1][注2]}
被害者またはその法定相続人に支払った次の費用
■被害者の内科処置、外科処置、X線検査、歯科処置、緊急移送、入院および職業看護師雇入れのために支出した通常要する費用・交通費
■葬儀費用、香典、花代などの葬祭費用

※被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合、すでにお支払いした【被害者治療等費用】は損害賠償金に充当します。

■被害者治療等費用をお支払いできない主な場合
ご契約される基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、次の事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。
◇被害者治療等費用を受け取るべき者の故意
◇保険契約者・被保険者または被害者治療等費用を受け取るべき者の闘争行為または犯罪行為
◇被害者の心神喪失または自殺行為
◇被保険者・被保険者の指図による暴行・殴打
◇被害者の父母・配偶者・子その他親族の行為
◇被害者の妊娠・出産・早産・流産または外科的手術その他の医療措置。ただし、弊社が保険金を支払うべき身体の障害を治療する場合を除きます。
◇次に掲げる者が被った身体の障害
■保険契約者、被保険者の業務に従事する者、被保険者の父母・配偶者・子その他親族
■被保険者が所有・賃借する施設を継続的に占有している者(役員および従業員を含みます。)
■施設の保守・保安・点検・警備・交通誘導・消防・清掃その他これらに類似の業務または新築・改築・改造・修理・取壊しその他の工事に従事する者
■被保険者の承諾を得ずに、各基本契約の対象となる施設・昇降機または工事場内にいる者…など

[注1] 費用の支出にあたっては事前に弊社の書面による同意が必要です。
[注2] 複数の事故等が発生した場合でも、同一の被害者に対するお支払いは保険期間を通じて1回に限ります。



事業に関する第三者賠償
リスクの補償のご提案
施設所有(管理)者賠償責任保険
見舞品購入費用
請負業者賠償責任保険
生産物賠償責任保険
オプション特約
注意事項

ご注意事項

■ ご契約にあたっては

賠償責任保険(企業用)では、対象とするリスクごとに仕事の内容、保険料の算出基礎となる売上高・請負高・面積など、過去の事故歴、保険金額などによって、保険料を決定します。このうち、保険料の算出基礎となる売上高・請負高・面積などの数値を確認するための資料については、貴社にてご用意ください。

(1) 施設所有(管理)者賠償責任保険の場合

- ・店舗の床面積がわかる資料(建築確認書、賃貸借契約書など)
- ・従業員の賃金がわかる資料(労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書など) など

(2) 請負業者賠償責任保険および生産物賠償責任保険の場合

① 貴社が法人の場合

- ・直近の会計年度(1年間)の損益計算書
- ・直近の会計年度(1年間)の法人事業概況説明書
- ・直近の会計年度(1年間)の有価証券報告書

② 貴社が個人事業主の場合

- ・直近の会計年度(1年間)の青色申告決算書(青色申告の場合)
- ・直近の会計年度(1年間)の収支内訳書(白色申告の場合)
- ・直近の会計年度(1年間)の税務申告書類

* (1)のうち店舗の床面積や、(2)の貴社で把握可能な直近会計年度(1年間)における税込売上高総額等の算出基礎の数値に基づき保険料を算出した場合は、確定保険料として扱うことができるため、保険期間終了後の確定精算は行いません。

■ 保険料の精算について(確定精算)

保険契約締結時に保険期間中の保険料の算出基礎(売上高など)の予想数値に基づき暫定保険料扱いとして契約した場合には、保険期間終了後、保険期間中の実際の保険料の算出基礎の数値に基づき計算した確定保険料(確定保険料が保険証券記載の最低保険料に達しないときは最低保険料)と既に領収している暫定保険料との差額を精算します。

■ 事故が発生したときは

万一事故が発生した場合は、遅滞なく、取扱代理店または弊社にご連絡のうえ、その後の対応についてご相談ください。また、損害の防止・軽減に必要な手段を講じるとともに、他人から損害賠償または求償を受けることができる場合は、その権利の保全・行使に必要な手続きを行ってください。

なお、被害者との間で損害賠償額等を決定(示談)する場合は、必ず事前にご連絡ください。弊社とご相談いただきながら、貴社ご自身で相手方と示談交渉を進めていただくこととなります。

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しましては、事前に、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しております。

引受保険会社

AIU損害保険株式会社

〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト

<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先: 03-3216-6611

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

お問合せ・お申込みは

株式会社 エスアイエス北海道

〒041-0843 北海道函館市花園町3番27号

TEL 0138-51-8677